

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	1
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	4

告 示

高知県告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年1月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町与床字 鳩岡山798番19から 安芸郡安田町与床字 鳩岡山798番12まで	前	4.3 }	339
		10.4	
安芸郡安田町与床字 鳩岡山798番1	後	12.0 }	339
		25.5	

監 査 公 表

監査公表第1号

平成20年1月4日

高知県監査委員 武石 利彦
同 植田 壮一郎
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成19年10月9日高知市 藤島利久から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、平成19年12月6日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

(原文登載)

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

- 1 請求人
高知市 藤島 利久

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

ア 高知県(以下「県」という。)が社団法人高知県建設技術公社(以下「公社」という。)に発注した平成19年度高知女子大学池キャンパス造成工事実施積算委託料155万4千円の支払を停止すること。

イ 支払を停止し、公社に対して高知県政策企画部長(以下「政策企画部長」という。)及び高知女子大学長(以下「学長」という。)が、上記委託料の金額を損害賠償すること。

(2) 請求の理由

ア 平成19年度高知女子大学池キャンパス造成工事実施積算委託業務の契約(以下「本件委託契約」という。)は、その前提である移転統合の合意の過程に瑕疵があり、正当な支出とは認められない。また、同瑕疵は、政策企画部長及び学長が共謀して惹起したものである。

イ 政策企画部長及び学長は、高知女子大学文化学部教授らが「高知市池地区への校舎移転」に反対しているにもかかわらず、共謀のうえ、平成19年6月11日の文化学部教授会(以下「教授会」という。)において「学部廃止もあり得る。」(つまり解雇も考えている。)と脅し、自由な意思表示能力を封殺するという社会通念上許容範囲を超える違法な手続で移転合意を取り付けた。

ウ 政策企画部長及び学長は、平成19年6月県議会前ないし開会中、継続して高知県知事及び高知県議会議員全員に対し、違法な合意取付け手続の存在を隠し、「学内民主主義に基づいて移転に合意した」旨の虚偽

報告をして本件委託契約を締結した。

- (3) 事実を証する書面
 - ア 県議会議長へ提出した平成19年10月5日付け陳情書
 - イ 提出済み陳情書の補足
 - ウ 文書「大学運営をめぐる問題点と今後の方向」
 - エ 文書「I. 大学「改革」及び「運動」の経過」
 - オ 文書「地方自治のあり方について」
 - カ 県立大学整備費関係資料
 - キ 今後の財政運営について
 - ク 平成19年10月5日付け高知新聞記事ほか

3 請求の要件審査

本件請求は、平成19年10月9日に受付し、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

- (1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成19年10月31日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、請求人から「071018総括会」の文書が提出された。
- (2) 執行機関に対して、同日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、次の事項を監査対象とした。

- (1) 高知女子大学(以下「女子大学」という。)の永国寺キャンパスから池キャンパスへの移転統合(以下「移転統合」という。)に関する女子大学での合意の決定は、本件委託契約の先行行為に当たるか否か。先行行為に当たるとするならば、その行為に重大かつ明白な瑕疵があり、本件委託契約の締結が違法・不当となるか否か。
- (2) 本件委託契約の締結そのものが違法・不当であるか否か。

3 監査対象機関

本件委託契約の事務を所管している政策企画部私学・大学支援課(以下「私学・大学支援課」という。)を監査対象機関とした。

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 移転統合の合意

平成19年9月19日付けで受理した住民監査請求による監査において、私学・大学支援課は、女子大学との移転統合の合意について次のように説明している。

- ア 平成18年8月に女子大学が策定した中長期計画の中に、キャンパスの統合を基本指針とすることが書かれている。少なくともこの時点で、既存学部を池キャンパスへ移転することは県と大学側で一致している。
 - イ 平成18年9月県議会に補正予算案を提出した際、前学長から移転統合の是非に関しては県議会の判断に従うというような発言がなされており、その結果、予算が認められたのだから大学側も合意していると判断した。
 - ウ 平成19年6月14日の運営会議及び評議会において、移転統合の決議がなされ、大学側として正式な意思決定をしている。
- (2) 移転統合に関する女子大学での合意の決定
- ア 教授会等の経緯

私学・大学支援課が陳述の際に提出した資料によると、平成19年度に行われた教授会、運営会議及び評議会での移転統合に関する女子大学での主な経緯は、次のとおりである。

時期	会議名等	内容
5月14日	教授会	キャンパス移転を受け入れることを決議
5月31日	運営会議 評議会	池キャンパス新棟設計最終案に合意
6月4日	教授会	文化学部は、平成23年3月までは移転しないことにしたいとの見解を学長に提出
	(上記見解に対する学長の文書回答)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化学部は、平成21年4月移転、既学生は平成23年3月まで永国寺キャンパスでの教育環境を保障するという方向で進めていきたい。 ・この回答について教授会の回答を求める。
6月7日	運営会議	<ul style="list-style-type: none"> ・6月4日の文化学部見解について学長が説明 ・重ねて、学長から教授会としての回答を求めた。
6月11日	教授会	平成21年4月移転、既学生は平成23年

		3月まで永国寺キャンパスでの教育環境を保障するという学長の移転統合に関する方向性について同意することを決議
6月14日	運営会議 評議会	<ul style="list-style-type: none"> ・6月11日の教授会の決議内容を報告 ・女子大学として移転統合を意思決定
9月25日	教授会	6月11日の教授会決議を白紙撤回
9月27日	運営会議	<ul style="list-style-type: none"> ・9月25日の教授会の決議を報告 ・女子大学として移転統合の意思決定を再確認

- イ 平成19年6月11日の教授会議事録

私学・大学支援課から提出のあった平成19年6月11日の教授会の議事録には、女子大学の移転統合に関して、次の事項が記載されている。この議事録は、平成19年6月25日の教授会において承認されている。

なお、女子大学は、議事を録音したテープ自体を公文書として位置付けていないため、議事録作成後はその内容を消去している。

 - (ア) 出席者20名、欠席者1名
 - (イ) 議長 文化学部長
 - (ウ) 内容 学長の挨拶の後、池キャンパス移転についての経過、現状及び将来像についての説明が資料に基づいてなされた。A教授から学長に対して文化学部を代表して質問をし、学長からの回答がなされた。
 - (エ) 審議事項
 - a 池キャンパス移転に関する決議について 学部長から回答案が提案され、承認された。
 - b 文化学部「お街の大学」構想「案」の取扱いについて
 - c オープンキャンパスについて
 - (オ) その他として学部長からの報告があった。
- ウ 聞き取り調査

私学・大学支援課の説明によれば、女子大学事務局次長が平成19年6月11日の教授会に出席した学長、生活科学部長及び事務局職員1名から聞き取り調査を実施している。その結果は次のとおりで、私学・大学支援課は、請求人が主張するような圧力を

- かけて自由な意思表示を封殺するような学長の発言はなかったと考えると述べている。
 - なお、当該教授会には政策企画部長は出席していない。
 - (ア) 学長自身は、学部を廃止するといった脅しに当たる発言や教員の意見を封殺するような発言は一切行っていない。
 - (イ) 学部長及び職員とも、そのような発言は聞いていない。
- エ 同意の白紙撤回
- 私学・大学支援課は、白紙撤回について次のように説明している。
- (ア) 白紙撤回の理由は、永国寺キャンパスの活用と県への8項目の要望について県から回答がないことであった。
 - しかし、永国寺キャンパスについては、県は永国寺キャンパスを売却しないと言っている。また、県への8項目の要望に対しては、今後の課題として女子大学が県と話し合いを進めていくことになっている。
 - そもそも、キャンパス移転に関しては、6月14日の評議会の決議が最終意思決定であるので、改めて評議会を開く必要がないと学長が判断したものである。
 - (イ) 上記のように学長が平成19年9月27日の運営会議において、教授会の白紙撤回の決議を評議会に改めて諮る必要はないとした理由について、政策企画部長は、平成19年9月県議会の企画建設委員会で次のように述べている。
 - a 移転統合は、評議会が最高意思決定機関として意思決定している。教授会の白紙撤回の決議は、理由にならないことを理由としたものであるため、大学として、大学の意思決定になんら支障があるものではないという判断をした。
 - b 運営会議には文化学部長もメンバーとして入っているが、運営会議としての方針を学長が申し出た際に、文化学部長が何も反論していないことは了としたということになる。
- (3) 本件委託契約の締結に至る経過
- ア 6月補正予算案

県は、平成19年6月県議会に高知女子大学池キャンパスの造成工事費4億1,823万8千円(債務負担行為を含む。)及び植栽移設工事費1,000万円の補

正予算案(以下「6月補正予算案」という。)を提出した。しかし、厳しい県の財政問題及び新学部に関する構想がまとまっていない状況で事業を進めていくのは尚早ではないかとされ、6月補正予算案を削除する修正案が可決された。

イ 本件委託契約の目的

私学・大学支援課は、この委託業務の目的について次のように説明している。

- (ア) 造成工事をスムーズに発注するため
- (イ) 9月県議会に造成工事の補正予算案を提出するに当たり、正確に積算するため。なお、総務部財政課も9月補正予算案の資料にもなる判断をした。

ウ 本件委託契約に先行する測量・造成設計等委託
本件委託契約に先行して実施した高知女子大学池キャンパス測量・造成設計等委託業務(以下「測量・造成設計等委託業務」という。)は、大学敷地の横断及び縦断の実施測量図及び造成の詳細設計図並びに開発協議用図書を作成であり、契約日等は次のとおりである。

- (ア) 契約日 平成19年4月19日
- (イ) 契約期間 平成19年4月19日から平成19年9月30日まで(9月20日に10月30日まで期間延長)
- (ウ) 契約金額 803万2,500円
- (エ) 支払日 平成19年11月26日
- (オ) 提出日 造成設計図 平成19年7月25日から平成19年10月30日にかけて数回提出
開発協議申請図書 平成19年10月30日

エ 本件委託契約の内容

本件委託契約の業務内容は、積算及び検算が主な業務であると私学・大学支援課は説明している。しかし、具体的には契約書及び特記仕様書には記載されていない。

なお、本件委託契約の契約日等は、次のとおりである。

- (ア) 契約日 平成19年8月1日
- (イ) 契約期間 平成19年8月1日から平成19年9月14日まで
- (ウ) 契約金額 155万4千円
- (エ) 契約方法 随意契約
- (オ) 成果品 平成19年9月27日に完了検査を行い、同日に成果品を受領

(カ) 支払日 平成19年11月9日

オ 本件委託契約を締結した理由

6月補正予算案を削除する修正案が可決されたにもかかわらず、造成工事費に関連する本件委託契約を締結した理由について、私学・大学支援課は次のように説明している。

- (ア) この時の県議会の判断は、大学改革そのものを否定するものではなかった。
- (イ) 6月県議会の終了後、県と女子大学で改革の必要性を再確認し、平成21年4月の既存学部の再編統合に向けて、県議会に十分な説明を行って、9月県議会で改めて造成工事の予算を提案しようということになった。そのために本件委託契約の業務が必要であった。

カ 造成工事との関係

私学・大学支援課は、「本件委託契約は、どちらかと言えば造成設計に含まれる予算であり、造成工事には着手してない。着手するためには本件委託契約の業務を仕上げなければならない。」と説明している。

キ 本件委託契約の予算

(ア) 私学・大学支援課は、「本件委託契約の業務は、当初は当課の兼務職員である土木技術職員が行う予定であった。しかし、兼務職員の土木部での業務が多いこと及びこの積算にかかる業務量からして、発注までの限られた期日内に行うことは難しいと考えて、公社に委託することとした。そのため、当該委託料は平成19年度当初予算には見積もられていない。」と説明している。

(イ) 私学・大学支援課から提出された資料によれば、本件委託契約は、次表のとおり平成19年度当初予算の県立大学整備費の実施設計委託料6,930万円の入札残798万円のうちから充当して執行されている。

なお、充当に当たっては、総務部財政課の承認を得ている。

平成19年度県立大学整備費(委託料)の予算の内訳
(単位:千円)

	当初予算 A	契約額 B	差引 A-B	備考
実施設計委託料	69,300	61,320	7,980	

	建築設計	44,625	7,980	
	設備設計	16,695		
測量・造成設計等委託料	3,171	8,033	△4,862	実施設計委託料の残額を充当
造成工事実施積算委託料	0	1,554	△1,554	実施設計委託料の残額を充当
合計	72,471	70,907	1,564	

ク 県議会の審議結果について

(ア) 平成19年6月県議会

6月補正予算案を削除する修正案が可決された結果について、私学・大学支援課は、「補正予算が修正となった理由としては、財政問題が大きくクローズアップされたこと、それから新学部の内容が定かでなく、全体構想が見えないということだった。そういうことなので、県議会の判断としても大学改革そのものを否定するものではないと考えている。」と述べている。

(イ) 平成19年9月県議会

大学改革関連予算として、造成工事費等3億7,242万円(債務負担行為を含む。)及び植栽移設工事費891万3千円に加えて、施設整備費等46億2,722万円(債務負担行為)の補正予算案(以下「9月補正予算案」という。)を改めて提出したが、予算案を削除する修正案が可決された。

なお、私学・大学支援課は、9月補正予算案を提出した理由について、次のように説明している。

- a 女子大学と意見が一致している既存学部の再編統合は、本県の保健、医療及び福祉を支える人材を養成するために急がれるものであった。
- b 平成19年6月県議会の指摘を受けて、中期的な財政見通しについて改めてこの夏の政策協議の場などで検討した結果、大学改革を行っても当面の厳しい財政状況を乗り切る目処が立った。

2 監査委員の判断

(1) 移転統合の決定と本件委託契約の関係

請求人は、女子大学における移転統合の合意の決定が違法であり、それを基に締結された本件委託契約は違法であると主張している。

よって、まず、本件請求において、いわゆる違法性の承継が問題となるか否か、すなわち女子大学における移転統合の合意の決定が本件委託契約の先行行為に当たると言えるか否かについて判断する。

1-(2)のAのとおり、女子大学内部での移転統合の合意の決定は、本件委託契約を行うに至ったひとつの要因ではあると認められる。しかしながら、移転統合の合意の決定があったとしても、そのことが直接の原因となつて本件委託契約が締結されたものとは認められない。

なぜならば、1の(1)のとおり県としては、遅くとも平成18年9月県議会までには、新学部や男女共学を除き移転統合については、県と女子大学とは一致しているとの認識に立っていたからである。

こうした判断に立って、施設の実施設計や造成工事の設計を進めていたと認められ、本件委託契約の業務についても、1-(3)-キの(A)のとおり、既に発注されていた造成工事の設計完了後に県の土木技術職員において行うことになっていたものである。結果的に県の土木技術職員が行うことができなくなり、やむなく公社に委託することになったもので、本件委託契約の締結が女子大学での移転統合に関する合意の決定によって左右されたものとは認められない。

したがって、女子大学の決定は本件委託契約の原因行為であるとは認められず、先行行為には当たらない。よって、女子大学内部における移転統合の合意の決定について論ずる余地はないものと判断する。

(2) 本件委託契約について

A 県議会の議決等との整合性

本件委託契約には、次のとおり十分には納得しがたい点が認められる。

(ア) 本件委託契約の業務内容は、1-(3)のエのとおり測量・造成設計等委託業務で作成した実施測量図及び造成の詳細設計図の積算及び検算が主な業務であり、平成19年8月1日に契約を締結している。

しかしながら、当該業務を基に実施する造成工事は、1-(3)のAのとおり財政問題及び新学部構想等が不透明であるとして、平成19年6月県議会で認められていない。

(イ) 本件委託契約の業務は、県の土木技術職員が行う予定であったため平成19年度当初予算には計

上されていない。しかし、1-(3)-キの(A)のとおり、当該職員が行うことができなくなったため、公社に委託している。

この委託料には、1-(3)-キの(イ)のとおり平成19年度当初予算に計上された実施積算委託料の入札残が充当されている。本件委託料の支出は、たとえ総務部財政課の承認を得たとしても、県議会にも目的を説明した当初予算の範囲内で適正に執行することが望ましいと言うべきであり、本件委託契約については、安易な予算の執行と言えなくもない。

(ウ) 私学・大学支援課は、本件委託契約を締結した理由のひとつとして1-(3)-イの(イ)のとおり、平成19年9月県議会へ9月補正予算案を提出するに当たり、正確に積算した造成工事費にするためと説明している。

しかし、1-(3)のエのとおり本件委託契約の契約期間は、平成19年8月1日から平成19年9月14日までであるが、完了検査を9月27日に実施し、同日に成果品を受け取っている。ところが、9月県議会の開会日は平成19年9月19日であり、少なくとも開会日の前には議案は作成されていることからして、私学・大学支援課の説明は整合性を欠いている。

(エ) 私学・大学支援課からは、造成設計に属するものか又は造成工事に属するものかについては明確な説明がなかった。すなわち、本件委託契約の業務が、1-(3)のカのとおり造成工事に着手するために必要な業務ではあるが、どちらかと言えば造成設計に含まれる予算であり、造成工事には着手していないとの説明にとどまっているからである。

このため、見方によれば、造成工事に着手したとの疑念を持たれる余地がなくもない。

イ 本件委託契約の妥当性

しかしながら、たとえ(2)のAのとおり十分には納得しがたい点が認められるとしても、次の事情を斟酌すれば、本件委託契約を締結したことが著しく妥当性を欠いているとまでは認められず、裁量権を濫用し、あるいは逸脱したものとは言えない。

(ア) 平成18年9月県議会では、池キャンパスに建設しようとする施設の基本設計委託料及び債務負担行為の実施設計委託料が認められている。また、平成19年2月県議会で、改めて計上した実施設計委託料及び測量・造成設計等委託料が認めら

れている。したがって、移転統合そのものについては、県議会として一定承認してきたと認められる。

(イ) 造成工事費を含む6月補正予算案が県議会で認められなかった主な理由は、県の財政問題及び新学部構想等の未整理の課題であつて、この議決によって移転統合そのものが否定されたとは認められない。

(ウ) 県としては、6月県議会終了後に1-(3)-クの(イ)のとおり財政問題について一定見通しが立ったことからすれば、9月補正予算案が認められると考えていたことも一定合理性が認められる。

(エ) 本件委託契約の業務の内容は、1-(3)のエのとおり、造成設計の積算及び検算が主な業務であり、造成工事を発注するために必要な業務ではあるが、当初は県の土木技術職員が行うことにしていたことからすると造成設計に付随する業務と言えなくもない。

いわば造成工事に至らない準備段階の作業であるとも考えられ、造成工事と一体のものとは認められない。

(オ) 9月補正予算案が認められた後に契約することも選択肢のひとつではあつた。しかし、契約時点では、移転統合が喫緊の課題であるとの認識に立っていることからすれば、1-(3)-クの(イ)のとおり、私学・大学支援課が9月補正予算案の可決を見越して、造成工事の発注のための準備を進めたことが適正を欠いているとも言えない。

(3) 結論

以上のことから、本件請求における請求人の主張は理由がなく、本件委託契約を締結したことが違法・不当とまでは言えないものと判断する。

監査公表第2号

平成20年1月4日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があつたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

19高行管第256号

平成19年10月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)

平成19年9月25日付け19高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び嚴重注意とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 特別指摘及び嚴重注意とされた機関
企業立地課

(1) 特別指摘とされた事項

ア 事実認定

平成19年度企業信用調査委託業務の指名競争入札において、契約件名の記載のない入札書で入札した者を落札者とし、契約を締結していた。

イ 特別指摘事項

上記は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第30条により準用する第21条の規定に反する極めて不適正な事務処理である。

今後は、二度とこのようなことがないように厳正な取扱いを強く求める。

ウ 措置状況

平成19年度企業信用調査委託業務の指名競争入札において、2社を指名し入札を行った際に、事前に両者に対し、業務仕様及び入札事務手続について詳細に説明したうえで入札であったため、入札担当者の安心感から基本的な確認行為が不十分となったものであり、また、契約締結の際の決裁過程でも当該不備を看過していたものです。

このため、今後は、組織をあげて入札事務制度の理解向上を図るとともに、入札時には入札マニュアルを携行し基本的事項のチェックを行うなど、二度とこのようなことを起こさないように、厳正な事務処理の徹底に努めます。

(2) 嚴重注意とされた事項

ア 事実認定

平成16年度及び平成17年度のコールセンター等立地促進事業費補助金において、補助対象外である建物賃借料の消費税を補助対象としていた。さらに、平成18年度になって補助金の再確定後、過払いとなっていた補助金を平成18年度の補助金で相殺処理をしていた。

イ 嚴重注意事項

上記は、高知県補助金交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第4条及び第12条並びに高知県補助金交付規則の運用について（昭和43年4月22日付け副知事通知）の第4及び第12の規定に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

ウ 措置状況

補助対象外である建物賃借料の消費税を補助対象に含めて補助金を支出していたもので、平成18年度補助金の確定時に当該事実が判明したため、補助企業に通知するとともに、協議のうえ、過年度の過払い分について平成18年度補助金と相殺したものです。

今後は、補助金確定に関する事務でのチェックを的確に行うとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、今回の事案は、当該補助金の確定、支出事務が年度末の限られた時間での処理となっていたことが、要因の一つと考えられましたので、下半期の事業期間（10月1日～3月31日）の補助金支出事務を、翌年度に行うこととする制度の見直しを行いました。

2 特別指摘とされた機関

漁業管理課

(1) 事実認定

漁業取締船くろしおの平成19年1月30日発注の右主機関緊急修繕工事で、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。

ア 予算の確保ができないまま、工事を発注していた。

イ 漁船保険の補償金と修繕代金を混同し、平成18年度内に契約金額が確定できなかったとして、支出負担行為をしていなかった。

ウ 平成19年2月28日に完了通知があったにもかかわらず、完了検査は会計年度を超えて4月11日に行われていた。

エ 平成19年6月15日に、19年度予算で支出負担行為をし、併せて、工期延長と金額確定の変更契約を締結して、同日に最終の検査を行っていた。さらに、この検査に基づいた工事代金は、一部が支払われているのみで、残額の支払いがいまだなされていなかった。

(2) 特別指摘事項

上記アは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第210条に規定する総計予算主義、イは、同法第232条の3の支出負担行為に関する規定に違反する会計処理上極めて重大な誤りである。

また、ウは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条により、契約書に定めのない場合は10日以内に行わなければならないものであり、翌年度に遅延したことは、地方自治法第208条の会計年度及びその独立の原則をも無視する行為である。

さらに、漁船保険からの補償と当該契約で発生する県の債務とを混同しており、業務完了後にも契約に沿った支払がされていない。

これら一連の事務処理は、まれに見る極めて不適正な事務処理であり、今後は二度とこのようなことがないように厳正な取扱いを強く求める。

(3) 措置状況

本件は、漁業取締船くろしおの機関損傷の原因が損傷部品の製造不良によるものであると推察されたことから、メーカーと県とが応分の負担により修繕すべき案件と判断し、メーカーに対する事故原因の究明要求と責任追及に重きを置き、並行して行うべき予算措置や支出負担行為に手抜きが生じたものです。

工事代金の支払いについては、請求があった事故に起因しない工事分については支払いを済ませましたが、残りの工事代金については、工事請負会社も事故原因に注目しており、メーカー等が行っている原因調査の目途が立ってから請求するとの意向であり、現在のところ請求がないために支払いをしていません。

今後は、地方自治法に規定する契約及び会計に関する基本的事項を再確認し遵守するとともに、具体的対応策としては、修繕工事を行う場合の事務処理の点検フロー図を施行向に必ず添付し、決裁の各段階で関係職員が確認することで、事務処理のミスをなくすよう取り組みます。

3 嚴重注意とされた機関

職員厚生課

(1) 事実認定

職員住宅A棟屋上防水改修工事はか2件で、予定価格調書の作成に当たり、予定価格の10分の8を超える最低制限価格を設定していた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、最低制限価格の設定に当たり、誤って工事対象金額に設定率を乗じたもので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第17条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

平成18年度に行った3件の工事入札における予定価格調書の作成に当たり、予定価格の10分の8を超える最低制限価格を設定していたものですが、これは最低制限価格の算定に当たり、誤って工事対象金額を基に算定していたものです。

今後は、このようなことがないように、予定価格調書の作成に当たっては高知県契約規則を確認するなど、適正な事務処理に努めます。

情報政策課

(1) 事実認定

ア 平成18年8月1日締結の財務会計等共有サーバ使用契約で、一部の機器について実際の数と契約書記載の数との相違が判明し、平成19年3月12日付けで同年1月1日に適及する減額の変更契約をした。この変更契約では、既に支払済みの平成18年8月から12月までの5箇月分については、契約を変更することなく、その差額分を戻入させていた。

イ 南国オフィスパークセンターの建物の貸室に関する賃貸借契約書を紛失していた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、使用を開始する際の確認及び毎月の検査が不十分で高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第52条第2項に反しているうえ、契約書に基づかない戻入を行ったものであり、これらは不適正な事務処理である。

上記イは、高知県公文書規程（昭和39年高知県訓令第64号）第3条第2項に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

上記アについては、機器数の確認ができていなかったことを深く反省し、今後はこのようなことがないように、仕様書や設計書に基づいて適切な処理を行うことを、課全体で十分注意します。

上記イについては、公文書の適正な管理に関する副知事通知（平成14年9月18日付け14高情報第717号）の写しを、所属長から所属の職員一人ひとりに手渡して、適正な管理の徹底について、直接注意喚起を行いました。

今後は、このようなことがないように十分注意します。

また、今回の事案については、賃貸借契約書の紛失が判明後、直ちに会計指導課、会計企画課と協議を行い、当初の契約から紛失が判明するまでの間に締結した2回の変更契約を含め、新たに契約を締結することが適正であるとの結論を得ました。

このため、相手方との協議を進めていましたが、相手方の内部での確認作業に時間を要し、平成19年9月7日になって了解する旨の回答があったため、現在、契約締結の作業を進めています。

高齢者福祉課

(1) 事実認定

平成18年度の監査において同様の事例を指摘していたにもかかわらず、平成18年12月及び平成19年1月に受講した職員研修の負担金の支払に関する支出負担行為決議書の作成を平成19年3月及び会計年度を超えて4月に行っていた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条に規定されている支出負担行為決議書の作成の時期に反する取扱いであり、さらに、監査で注意を受けているにもかかわらず、その後においても同様の事例が行われており、事務の改善が図られていないと言わざるを得ない。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

支出負担行為決議書の作成時期については、平成18年度の監査での注意を受け、職員へ適正な事務処理の周知を図ってきたところですが、指摘を受けた当該研修事業については、平成18年度から研修受講料の支払方法や市町村負担分の受講料受入の変更等があり、担当職員が日々の業務に忙殺されたために、適正な時期に作成することを失念したものです。

今回の指摘を受け、今後はこのような事態が再び生ずることのないよう、担当職員だけでなく課内の全職員に対して、会計規則に則った適正な事務の執行を改めて周知するとともに、スケジュール管理などにより執行の適正化を図りました。

障害福祉課

(1) 事実認定

平成18年度災害時要援護者防災ネットワーク検討事業委託契約の内容を変更していたにもかかわらず、変更契約書を作成していなかった。かつ、変更後の内容で検査を実施し、委託料を支払っていた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、変更契約を行わず、かつ、契約に基づかない検査の実施を行った不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

今回指摘を受けた事項については、契約事務に関する認識不足による不適切な事務処理でしたので、このような事務処理に至った経緯や原因を課内で協議し、課題を共有するとともに、所属職員に対して、会計事務の適正な執行についての勉強会を行い、周知を図りました。

今後は、高知県契約規則等関係法令を理解し、遵守するとともに、事務の執行状況のチェック体制を強化し把握することで、適正な事務処理に努めます。

商工振興課

(1) 事実認定

平成18年度特許情報利用促進事業費補助金において、補助金交付要綱は、平成18年5月31日限りでその効力を失うとされていたにもかかわらず、同要綱を根拠として平成18

年6月1日以降、平成18年度の補助金交付事務を行っていた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、補助金交付要綱の有効期間の確認を怠ったためであり、不適正な事務処理である。

今後は、内部チェック体制を強化し、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

特許情報利用促進事業費補助金は、平成12年度から継続されている補助金であり、必要に応じて補助金交付要綱の改正を行ってきました。

平成18年度は、期限延長以外に改正事項がなく、担当者が要綱の期限を確認しなかったために改正作業が抜かったものであり、また継続事業であることから補助金の支出負担行為等の決裁段階での確認が甘くなったものです。

このため、管理職員の責任のもと、課内すべての補助金について具体的かつ網羅的に進捗状況を把握したうえで、決裁していくこととしました。

また、四半期ごとに課内の全事業の進捗状況を確認することとし、さらに4月から6月までは、チーフ職以上が集まって進捗状況を確認することで、チェック機能を高めることとしました。

漁業経営課

(1) 事実認定

平成18年度高知県1漁協構想基盤整備事業費補助金で、指令前着手届記載の着手日前の支出に対して補助金を支出していた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、高知県補助金交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第4条及び第12条並びに高知県補助金交付規則の運用について（昭和43年4月22日付け副知事通知）の第4及び第12の規定に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

このたびの指摘を受け、「高知県補助金交付規則」及び「高知県補助金交付規則の運用について」を再確認し、補助金に係る予算の適正な執行を強く認識いたしました。

今後の補助事業の執行に当たりましては、補助事業者とも十分連携をとり、適正な事務処理に努めます。

水産振興課

(1) 事実認定

中央漁業指導所及び室戸漁業指導所で、前渡資金の残高証明手数料の年度区分を誤り、前年度予算で支払っていた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

今回の事例は、平成19年度予算で支払うべきものを会計年度区分を誤り、平成18年度予算で支払ったものであり、その後も誤りに気づかず、年度更正を行っていませんでした。

このことは、会計事務に関する基本をよく承知していなかったことと、精算に際しての書類審査が十分でなかったことにより生じたものです。

今後は、このような事態を招かないよう、関係する職員に対して地方自治法及び高知県会計規則等の関係規程をよく理解し遵守するよう指導を徹底するとともに、書類審査時のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。

道路課

(1) 事実認定

平成19年度の総合防災（道路）情報システム運用保守委託業務ほか2件において、年間を通じて行う保守業務であるにもかかわらず、契約期間は平成19年7月から平成20年3月までとなっていた。これらの保守業務は、4月から当該業務を行わせており、4月初めに契約すべきものが遅延していた。

(2) 嚴重注意事項

契約その他の行為をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の3及び高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条により、支出負担行為決議書により決議しなければならないと規定されている。

上記は、契約期間が7月からであるにもかかわらず、契約対象期間外の業務を含めて適及適用したこととなり、このことは結果として契約時期を適及することと同義であり、上記内容に違反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

なお、当課は、契約書に明記されている契約期間である7月以降の積算金額により変更契約を結ぶとしているが、減額するとしている金額についても県の債務であると認められるので全額支払をするべきものと考えます。

(3) 措置状況

年間を通じて行うべき保守委託業務を4月から執行でき

なかったことは、不適切な事務処理ですので、今後は、翌年度当初から行う業務を洗い出し、チェック表を作成するなどして、適切な執行に努めます。

住宅課

(1) 事実認定

ア 県営住宅管理代行業務に関する委託契約において、平成19年4月1日付けで契約すべきところ、平成19年6月5日付けで契約し、かつ、契約書中に平成19年4月1日に適及する文言を入れていた。

イ 平成18年度木造住宅耐震診断事業費補助金において、事業開始予定が平成18年5月から平成19年1月まで混在しているにもかかわらず、補助事業者から平成19年3月22日付けで補助金交付申請書を提出させて、同年3月30日付けで事業開始予定日に適及する補助金交付決定をしていた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、契約書中に適及する文言を記載し、契約対象期間を適及適用している。このことは結果として契約時期を適及することと同義であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の3及び高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条に抵触している。この契約については昨年度も同様の事務処理の遅延があり、注意してきたところであり、不適正な事務処理であるといわざるを得ない。

上記イの取扱いは、高知県補助金交付規則（昭和43年高知県規則第7号）に定める補助金事務の基本的な手続を無視した不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

上記アについては、「期限厳守」の原点に戻り、管理職員等においても進行管理を徹底して適正な事務の執行に努めます。

上記イの補助金交付事務において、高知県補助金交付規則の定めに沿っていない部分があったことについては、事業の執行管理が不十分であったこと、また、会計事務に対する認識が関係職員に十分浸透していなかったことに起因するものです。

今後は、会計事務に関する規則等への理解を深め、「会計事務ハンドブック」を事務処理に活用するなどして適正化に取り組むとともに、管理職員等が執行状況の点検確認を行うなど、執行管理体制を強化して再発防止に努めます。

港湾課

(1) 事実認定

ア 平成18年度の港湾台帳整備委託業務の随意契約を行うに当たり、予定価格調書を封書にしていなかった。
イ 歳出予算の執行に当たり、予算流用することができないとされている報酬を人件費以外の旅費へ流用していた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第31条の3の規定に反するものであり、このような予定価格調書の取扱いがなされたことは、公正かつ適正な契約の確保及び契約事務の信頼性を損なう不適正な事務処理である。

上記イは、高知県予算規則（昭和39年高知県規則第35号）第18条及び高知県予算規則の運用について（平成8年7月16日付け総務部長通知）第5の1のイに反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

嚴重注意とされた会計処理に関しては、高知県契約規則及び高知県予算規則などの関係法令を再度確認し、適正な事務処理と予算執行に努めることと、書類の作成時や決裁の過程におけるチェック体制の重要性について、所属職員に周知徹底しました。

今後は、課内のチェック体制を強化するとともに、常に関係法令及び規則を確認し、遵守し、適正な会計処理と事務の執行管理を行います。

19高教政第907号

平成19年11月5日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成19年9月25日付け19高監報第7号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

嚴重注意とされた機関

高等学校課

1 事実認定

平成18年度産業教育振興会補助金において、①この補助金交付要綱は平成18年5月31日限りでその効力を失うとされていたにもかかわらず、同要綱を根拠として平成18年6月1日以降、平成18年度の補助金交付事務を行っていた。②補助事業者は、補助経費間の20パーセントを超える増減については、事前に知事の変更承認を受けなければならないにもかかわらず、完了実績報告書により事後報告としていた。

2 嚴重注意事項

上記は、補助金交付要綱の有効期間の確認を怠ったためであり、不適正な事務処理である。また、変更承認の件は、平成18年度監査でも同じ注意をしていたにもかかわらず改善されていない。

今後は、内部チェック体制を強化し、このようなことがないよう適正な取扱いをするとともに、補助事業者に対して厳しい指導を求める。

3 原因及び理由

このような不適正な事務処理が行われた原因は、補助事業に対する認識不足と補助事業者に対する指導が不十分であったことに起因しており、課内のチェック体制が十分機能していなかったことによるものである。

4 措置状況

今後は、このような誤りを二度と起こさないため、^{すべ}全ての補助事業について予算要求時に補助金交付要綱の有効期限を確認し、期限が到来する事業については、予算案が議決され次第、要綱改正を行えるよう事前に準備を行うとともに、補助事業者に対しては、再度、補助金交付要綱の内容を徹底し、また申請時に添付される事業実施計画の内容を確認のうえ、事業執行が行われる前に、当初計画どおりの経費の支出が行われるかどうか確認するようにするなど、チェック体制を強化し、再発防止に取り組んでいる。